

令和7年度 女性の職業選択に資する情報公表（女性活躍推進法第21条関係）

特定事業主名：郡山市

令和8年6月30日公表

I 職員の男女の給与の額の差異

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	88.9%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	102.0%
全職員	79.0%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

- * 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	98.8%
本庁課長相当職	95.7%
本庁課長補佐相当職	98.4%
本庁係長相当職	99.3%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	105.0%
31～35年	90.5%
26～30年	89.6%
21～25年	91.5%
16～20年	94.8%
11～15年	93.0%
6～10年	93.8%
1～5年	93.8%

【説明欄】

- ①「任期の定めのない常勤職員以外の職員」のうち、短時間勤務の職員については、その者の週の勤務時間を常勤の週の勤務時間で除した数（週の勤務時間／38時間45分）を職員数としている。
- ②パートタイム会計年度任用職員のうち、日額または時間額で報酬を支給する職員については、雇用形態が多様であり、常勤職員と単純に比較できないため除外している。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表となる年度までの年度単位で算出している。

* 特定事業主行動計画を連名で策定した任命権者（市長、議会、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、上下水道事業管理者）においては、一体的な人事管理のため、合算した数値を掲載している。